

防犯対策マニュアル

一般社団法人 HIMAWARI

令和 6 年 6 月 更新

防犯不審者対策マニュアル

1. はじめに

一般社団法人 HIMAWARI を利用されている利用児者及び家族・職員の生命を安全確保の為に、事業所敷地内に侵入した不審者に即座に対応できるようマニュアルを策定。

2. 基本的事項

(1)不審者への基本的対応職員は、不審に思う来訪者等が訪れた場合は、毅然とした態度で 用件等について質問を行う。この場合、冷静な態度・言葉づかいに注意するとともに、人権侵害等に十分注意しなければならない。 来訪予定、又は正当な理由のない来訪者は事務所内への立ち入りを拒否又は退去を求める措置を講ずる。

①不審者は、犯罪に関わる者から迷惑行為者に至るまで範囲が広いので、その対応は相手に応じた適切な方法で行う。

②相手の顔色、手足の動き、目の動き等に注意し相手から目をそらさない。

相手の状況を冷静に観察し、先入観にとらわれないこと。

③冷静な態度、穏やかな言葉遣いを保ち、相手の挑発に乗じない。

④誠意のある態度で接し、相手を犯罪者扱いしない。

⑤可能な限り複数で対応することが望ましい。

⑥不審者の状況が緊急を要する場合は、速やかに110番通報を行う。

(2) 基本的留意事項

- ① 不審者を犯人扱いにせず、行き過ぎないように注意する。
- ② 不審者を即、現行犯人と決めつけない。不審者は、あくまでも不審者である。
- ③ 呼びかけの第一声は、基本的人権侵害等に注意する。
- ④ 呼びかけながら相手の挙動に注意し、油断や即断はしない。
- ⑤ いずれの場合も相手の人相、身長、体格、衣類等の特徴をつかみ、可能な限りメモする。
- ⑥ 飲酒者等の取扱には工夫を凝らし行き過ぎや怪我をさせないように十分に注意する。

3. 不審者への対応

(1) 不審者への対応

- ① 2名以上で対応するのが基本
- ② 動向を観察しながら接近し、さりげなく声をかける。接近しすぎないように注意する。（最低1～2mは離れること。）
- ③ 接近するのは1名。他の者は、目立たない所から状況を把握すると共に不足の事態に備え、必要ある時は応援に駆けつける。

(2) 危害を加える恐れはないか確認

- ①所持品に注意する。凶器（刃物、棒、銃、灯油やガソリンなどの液体等）を所持していたら、直ちに警察へ通報する。
- ②不審者が興奮しないよう丁寧に落ち着いて対応し、警察が到着するのを待つ。
- ③凶器を隠し持っている場合もあるので不審者の細かい行動に注意する。
- ④暴力を行使しようとする。
- ⑤制止を聞かず興奮状態である。

※上記の行動が見られた時には、速やかに警察に連絡する。

(3) 退去を求める

- ①言葉や相手の態度に注意しながら相手を刺激しないように丁寧に退去するよう説得する。時には受容的に話を聴く、相手を否定するような声掛けをしない、などの対応をする。その際、相手に近寄りすぎない。（最低1～2 m は離れること。）
- ②更に危険を感じるような場合にあっては速やかに警察への通報を行い、緊急出動を要請する。
- ③一旦事業所外に退去しても再び侵入する可能性もあるので、対応した職員は敷地外に不審者、迷惑行為者が退去したことを見届ける。
- ④退去したかに見えた不審者、迷惑行為者が再度侵入したり、事業所周辺に居続けたりする可能性があるので、しばらくの間は対応した

職員がその場に残って様子を見る。また、事業所は必要に応じて関連施設、警察、近隣の学校等に情報を提供する。

3. 安全確保

(1)利用児者及び家族、職員の安全確保を最優先する。

- ① 利用児者及び家族が危険に直面しているときは、当該の危険から脱出させることを第一に考える。
- ②利用児者、及び家族に危害が及ぶ可能性が低い時は、その場に待機してすぐに避難できる体制をとる。
- ③利用児者、及び家族に危害のお恐れがある場合は職員が不審者と利用児者、及び家族の間に入って両者を引き離し、安全な場所へ避難させる。

(2)職員自身の安全を守る。利用児者及び家族の安全確保に加え、職員自身の身の安全の確保を行うこととする。特に職員1人で対応するのではなく、複数の職員で対応する

(3)危険を感じたら一刻も早く通報し警察に連絡する。 危険を感じたら一刻も早く警察に連絡し、出動要請を行う。不審者の身柄の拘束は警察に委ね、極力危険を冒さない。また結果的に通報するほどの事態とはならなかった場合であっても、万が一という事もあり得るため、通報が遅れないようにする。

(4) 負傷者の確認保護

① 負傷者がいるかどうか把握する

- ・ 全員を集合させ、怪我や負傷者がいないか把握するために従業者間で連携を取りながら負傷者の確認を行う。負傷者がいた場合は速やかに管理者に報告する。
- ・ 負傷者が居る場合は速やかに応急手当を行う。
- ・ 怪我の状況が重いようであれば、速やかに救急車を呼ぶ。

② 救急搬送する場合は職員が付き添う。なお付き添った職員は随時病院から負傷者の状況を関係者及び事業所に連絡する。

4. 状況報告・周知

(1) 警察への引き渡し

- ① 分かっている限りの情報を警察に報告する。
- ② 不審者の身柄の拘束は警察に委ね、危険は冒さないこと。

(2) ご家族等へ報告（利用児者）

- ① 状況が終息し次第、ご家族等へ報告する。
- ② ご家族への報告については、警察及び消防と連携をして行う。

(3) 関係機関へ報告

- ① 各関係機関へ報告する。

5. 施錠と巡回（防犯体制）

(1)外部からの不審者侵入防止の為、サービス時間終了後は扉に施錠を行う。

①施錠箇所：玄関2か所、窓17か所

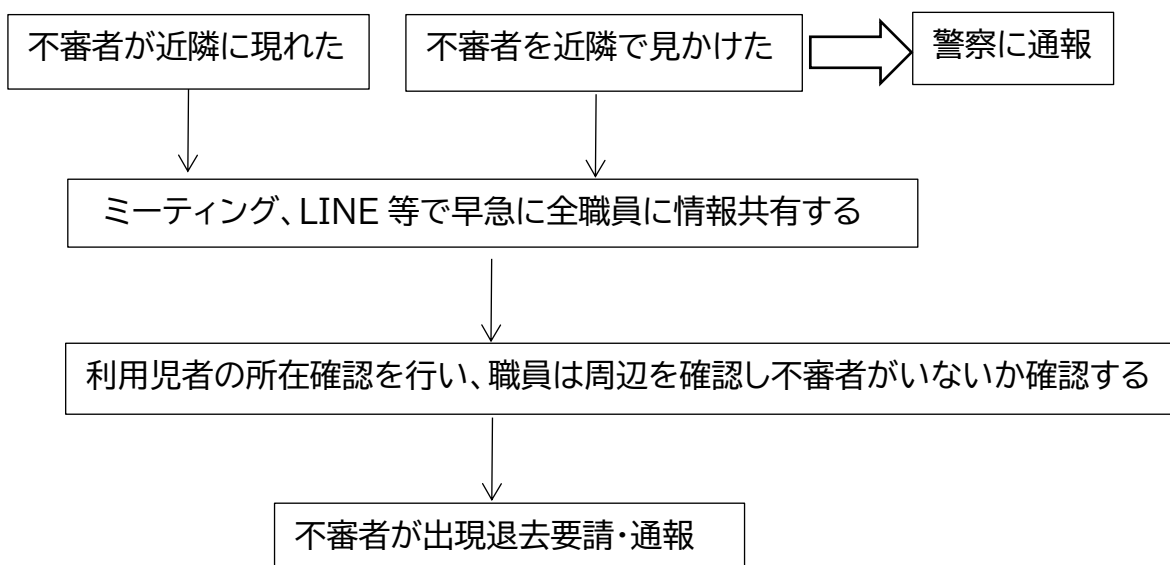
②扉・窓ガラス・鍵の点検

点検は施錠及び開錠時の巡回時に合わせて行う。これらの破損もしくは不審な形跡がある場合は直ちに管理者に報告し必要に応じて修復、改善することとする。

6. 情報収集

「県警あんしんメール」等で配信される不審者情報、インターネット等を利用して、事業所周辺に情報がある場合は職員間で情報共有し警戒に当たる。

【不審者情報を得た場合】 外部から不審者情報がよせられた場合もしくはその情報を入手した場合、以下のように情報を共有し警戒に当たる。



不審者への対応例

